

港島関連団体に関する補助金等に係る調査結果報告

港島関連団体を対象とした補助金等に関して、利用状況報告が作成されていないこと、他と異なる基準が適用されていることなどの新聞報道があった。

これを受け、報道のあった各局室区の補助金等の支出に係る事務を対象として、法令・規則等に基づき手続きが適正に行われているかどうかに関する調査を実施したので、以下のとおり調査結果を報告する。

1 調査概要

(1) 調査対象経費

港島関連団体及びその事業を対象として、本市会計より平成 27 年度及び平成 28 年度に執行された補助金、委託料等（平成 27 年度：19 事業，平成 28 年度：19 事業 計 38 事業）

(2) 調査対象課

すべての所属（他任命権者，行政委員会の事務局含む）

(3) 調査方法

- ・ 調査対象経費を執行している所属から、調査対象事務に係る支出関係書類及びその他必要な資料の提出を受けた。
- ・ 提出された資料を精査し、①法令又は規則等の規定に適合しているか、②マニュアル等に定められた市の標準的な事務手順・取扱に適合した事務となっているかについて確認した。

2 調査結果

各局室区から提出された資料を精査した結果、平成 27 年度 6 事業，平成 28 年度 6 事業について、次のとおり、事務執行上の不備が見受けられた。

- ・ 学校施設開放事業と港島児童館指定管理料については、要綱等に定められた単価とは異なる単価を適用していた。

- ・ 学校施設開放事業では、要綱で委託事業として実施する際の基準として定められた単価を、決裁により補助事業に適用していた。
- ・ 学校施設開放事業では、実績報告及び執行状況報告書の提出を受けていなかった。
- ・ 港島たそがれコンサート・港島学園音楽祭では、イベントへの支出方法が不適當であった。

3 調査結果への対応

- ・ 学校施設開放事業と港島児童館指定管理料について、要綱等に定めのない単価の適用や要綱等とは別に決裁により適用していることについては、要綱等の規定に基づく形になるよう必要な改正を行うべきである。
- ・ 学校施設開放事業で実績報告及び執行状況報告書の提出を受けていなかったことについて、要綱等の規定に基づく適正な方法・時期に必要な書類の提出を求めるべきである。
- ・ 学校施設開放事業と港島児童館指定管理料について、返還金等が生じている場合は、すみやかに精算すべきである。
- ・ イベントへの支出方法については、開催実態や地域との役割分担を踏まえながら他の支出方法を含め検討すべきである。

4 調査結果 詳細

① 港島学校園学校施設開放事業補助（27年度：1,459,000円，28年度：1,464,000円）

[教育委員会]

(1) <調査結果>

市民図書室については、学校施設開放事業要綱に管理者報酬の基準が定められているところ、島内という立地上、利用者も多く開室時間を拡大して実施する必要がある一方で、スタッフ確保が困難との団体からの申し出を勘案したとして、要綱によらず教育長の決裁を受け、市民図書室がある港島ふれあいセンターで働いている職員の時給を参考に決定した900,000円（要綱上の市民図書室管理者報酬の上限は411,000円）を支出していた。

<改善内容>

要綱等に補助基準や単価を定めている場合は、要綱の規定に従って適切に補助金を執行することが求められる。こうしたことから、補助目的を達成するために、例えば、地域の特性等に応じ、要綱に規定している単価と異なる単価を新たに設定する必要がある場合であっても、公平性及び透明性の観点から、要綱中にそのような場合の特例に関する規定を設ける必要があると考える。

こうしたことから、港島学園の学校施設開放事業及び園庭開放事業について、公平性及び透明性の観点から、要綱の規定に基づく形となるよう、必要な改正を行うべきである。

(2) <調査結果>

幼稚園園庭開放事業については、安全確保の観点から委託事業とされているところ、港島学園では、同一の団体が学校施設開放事業と幼稚園園庭開放事業を一体的に行うとの理由から、幼稚園園庭開放事業要綱に基づく委託事業とせず、教育長決裁により補助事業として実施されていた。

<改善内容>

補助事業と委託事業では事業の責任主体が異なるため、本来厳密に分けて適用すべきものである。本件事案では、運営に学校・幼稚園の職員も多数参画しており、安全性や公的責任が十分担保された地域の自主事業とみなしており、幼稚園園庭開放事業要綱の

規定に基づく形となるよう、必要な改正を行うべきである。

(3) <調査結果>

半期ごとに提出すべき利用状況報告書や、当年度の事業終了後に提出すべき実施報告書兼補助金精算書が提出されておらず、実施結果及び補助金の執行状況が確認されていなかった。

なお、教育委員会による調査の結果、申請時に提出された利用計画書において、運営費加算額の対象として、休日運動場、夜間運動場、休日体育館、夜間体育館の記載があったが、休日運動場と夜間運動場の利用が確認できなかった。そのため、補助金は年間8万円と算定されるべきところ、12万円が支出されていた。

また、利用計画書において、市民図書室の運営費及び図書購入費は、貸出者の実績数に基づき各々年間30,000円及び120,000円と算定されるべきところ、年間貸出者の区分を誤って算定し、各々年間36,000円及び150,000円が支出されていた。

<改善内容>

補助金規則及び要綱の規定に基づき、適正な方法・時期に必要な書類の提出を求め、履行確認及び必要な精算を行うよう改めるべきである。

なお、教育委員会の現地調査により確認された27年度分の過払いに当たる合計76,000円について、精算の手続きを進めている。また、28年度については、事業年度終了後すみやかに要綱に基づく履行確認及び補助金の執行状況の確認を行うべきである。

② 港島児童館指定管理料（27年度：19,636,300円、28年度：27,189,300円）

[こども家庭局]

<調査結果>

市立児童館の指定管理については、こども家庭局で作成している「児童館の管理に関する協定書別表（第5条関係）」の単価を基準として、各児童館の実情を踏まえた上で、指定管理料を決定している。

平成27年12月1日に、児童数の増加（90名程度）による体制強化（児童おおむね40人に放課後児童支援員等2人）の協議の結果、指導員（正）1名新規雇用3,900,000円と職員処遇改善費440,000円の合計4,340,000円のうち、12月以降4か月分に相当する1,447,000円を加算した形で指定管理料を改定した（改定後金額19,636,300円）。

平成28年度においても、指導員（副）1名新規採用2,900,000円と放課後児童支援員3名分4,200,000円、職員処遇改善費1,900,000円の合計9,000,000円を平成27年度当初の指定管理料（18,189,300円）に加算した形で指定管理料を改定した（改定後金額27,189,300円）。

なお、実際に27、28年両年度で加算した指導員の確保ができなかったほか、28年度では放課後児童支援員3名雇用予定のところ、最終的に1名の新規雇用となったことから、未実施分について返還する旨の申出が提出されている。

<改善内容>

指定管理料については、市と指定管理者との協議により決定されるものであり、施設の規模や立地状況、地域の状況などを勘案する必要があることから、一律の金額を定めることは困難である。

一方で、指定管理料の基準単価を定めている以上、別途単価を設定する必要がある場合には、公平性及び透明性の観点から、基準の中にそのような場合の特例に関する考え方について、明示すべきである。

さらに、指定管理料については、残余が生じた場合次年度以降に繰越、積立することも認められているが、今回港島児童館に対して加算された人件費のうち未執行分については、会計上「市からの預かり金」として区分されている。27年度の未執行分の指定管理料は速やかに精算するとともに、28年度分の履行状況についても、事業年度終了後すみやかに確認し、未執行分の指定管理料を精算すべきである。

③ 港島たそがれコンサート・港島学園音楽祭（27年度：1,672,434円, 28年度：1,783,234円）

[中央区]

<調査結果>

主催団体から、後援名義の使用と会場使用料、出演者調整等の開催経費の一部負担に関する依頼を受けた後に、後援名義の使用と経費負担について依頼どおり承諾する旨の回答をしている。その後、市からイベント会場の事業者に対して会場・施設使用料及びリハーサル等費用一式を発注し、その経費を事業者を支払っていた。

<改善内容>

本件経費の支出について、手続き上ルールに従い適正に行われていた。しかしながら、本件支出の対象となるイベントは、中央区が実施主体ではないため、その会場等経費について、市が直接事業者に対して支出することは適当とはいえず、イベントの開催実態や地域との役割分担を踏まえながら、他の支出方法を含め今後検討するべきである。

④ その他のルール・手順等に適合していなかった事例

申請団体の名義と異なる名義に支払う場合において必要な受領委任の手続きが行われていなかった事例（1事業）や、申請書類等の日付・押印漏れなどの書類上の不備があった事例（1事業）、委託契約書に定められた期日に支払いできていなかった事例（1事業）が見受けられた。法令・規則等を遵守し、適正な事務執行の確保を引き続き徹底していく。